

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部

健康安全課長 小林 弦太

主任産業安全専門官 岸田 信一

労働衛生専門官 矢島 一男

TEL : 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 4

## 全国安全週間の初日に 労働災害防止を呼びかけ

- 過去最多の労働災害件数の中、長野駅前街頭啓発を初めて実施 -

長野労働局と長野労働基準監督署では、労働災害が多発する中、また、熱中症の多発する7月を迎え、以下のとおり、全国安全週間（7月1日～7日）の初日である7月1日に、長野駅前において、働く方を含む幅広い人々と“**労災による死亡者を、悲しみをゼロに**”するとの想いを共有するため、関係リーフレットやクリアファイルなどの配布を行います。

全国安全週間の初日に長野駅前において街頭啓発活動を行うのは初めてです。

日時：令和4年7月1日（金）8：00～

場所：長野駅 善光寺口前

8時頃を目途に、熱中症による労働災害の防止を訴えかける横断幕の掲示を行います。掲示場所は、同じく長野駅善光寺口のペDESTリアンデッキ（歩道橋）です。

### <取材申込み>

前日の6月30日（木）17時までに右上に記載の照会先まで御連絡ください。

当日の長野駅前での御取材は、通行人の妨げにならないようにお願いします。なお、JR東日本長野支社広報室のご了承をいただき、本件取材に係るJR様への申請は、今回に限り省略可とさせていただいております。

### 【参考：労働災害発生状況】

長野県内における労働災害（新型コロナウイルス感染症罹患によるものを除く）は、令和3年の休業4日以上死傷者数は2,132人と過去15年間で最多であり、うち死亡者数が15人です。本年は、5月末速報値時点で同死傷者数は872人と記録の残る過去24年間で最多であり（図1）、死亡者数は8人となっています。

### 【参考：死亡災害の発生状況】

死亡災害は、サービス業も含め幅広い業種で発生しています（表1）。幅広い業種に対し、法定の特別教育を受けていない者にチェーンソーによる伐木の違法作業を行わせないこと、フォークリフト使用時の安全措置、屋根上作業での墜落による危険防止措置の徹底などを呼びかけています。

また、建設業や製造業などの工業的業種の死亡災害では、高所の墜落危険箇所ですりすり墜落制止用器具（いわゆる命綱）のフックをかけず作業したり、機械を停止しないまま修理を行うような、基本的な安全措置を怠った事例が多く見られており、基本的な安全措置の徹底を改めて呼びかけています。

図1 労働災害件数（各年5月末時点速報値の推移）

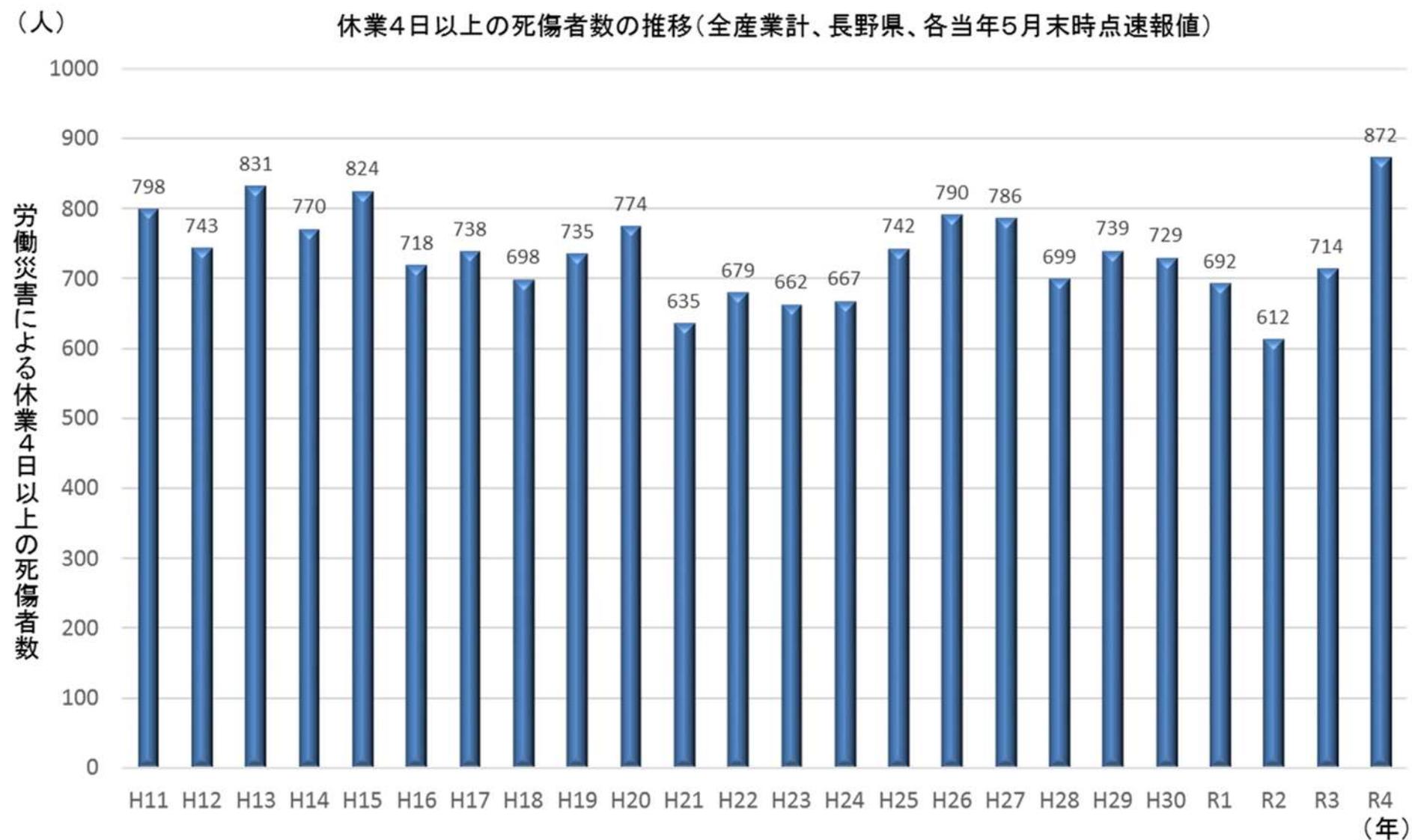


表1 長野県内の死亡災害事例

1 チェーンソーによる伐木作業(林業除く)

R4 建設業	斜面においてチェーンソーを用いて支障木(アカマツ)を伐倒したところ、伐倒木の根元部が、伐倒作業を近くで監視していた被災者に激突し、後方の立木との間に挟まれ、死亡した。
R3 ゴルフ場	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツの造材作業(枝払い・玉切り作業)を行っていた作業者が、その原木の下敷きとなり、死亡した。
R2 バス業	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が頭部に激突し、死亡した。

2 フォークリフト

H30 産業廃棄物処理業	フレキシブルコンテナバックの紐をフォークリフトの爪に掛けて吊り下げ、後進走行で運搬作業中、傾斜道でバランスを崩してフォークリフトが横転し、横転したフォークリフトにはさまれ、死亡した。
H29 その他の事業	用務先の事業場における構内設備の定期点検作業に伴い、構内の通路を移動していたところ、後方から走行してきたフォークリフトのバックレスト部分に接触し、フォークリフトに轢かれ、死亡した。

3 屋根等からの墜落(建設業等除く)

R3 旅館業	カーポート屋根上で屋根に積もった落葉の除去作業等をしていたところ、屋根の波板を踏み抜き、約2.4m下の地面に墜落し、死亡した。
R2 その他の小売業	高さ約3mの屋根上において、エアコンの室外機等の取付作業を行っていたところ、同場所から墜落し、死亡した。
R1 その他の卸売業	圧縮梱包機の投入口(高さ約2.5m)へ廃プラスチックの入ったフレコンバッグを入れる作業中、同バッグが投入口で詰まったため、それを落とそうと足で押し込んでいたところ、同バッグとともに同梱包機の機械の内部へ墜落した。(その後、機械が動き出し圧死)
R1 その他の商業	2階事務所から階段を降りてきた際、階段の20段目(高さ約3.3メートル)付近から転落し、死亡した。
H27 その他の事業	高さ約4メートルの屋根の雪おろしをするため、はしごを登っていたところ、はしごが滑って倒れ、労働者が転落し、死亡した。
H25 旅館業	旅館の大浴場脱衣所において、同僚と二人で天井裏にある換気扇を清掃作業中、同僚が天井裏へ脚立(天板までの高さ1.99m)で昇り、取り外したフィルターを被災者に手渡し、被災者はそれを掃除して、再び、脚立に昇って天井裏に置いたあと、何らかの事由によりバランスを崩して脚立とともに床面へ墜落して頭部を強打し、病院へ搬送されたものの死亡した。

<p>H25 官公署</p>	<p>観光施設内において、草木の除伐する作業を被災者ほか2名の作業員が行っていた。被災者は上部が枯れた桜の木をチェーンソーを用いて伐倒したところ、電柱を支えるワイヤーロープに伐倒した木が引っ掛かり宙づりとなった。そのため、被災者は宙づりとなった木を地面に落とすため、移動はしごに上り、手のこを用いて木を切断したところバランスを崩して移動はしごから墜落し、死亡した。</p>
<p>H26 農業</p>	<p>高さ約6.8メートル、胸高直径48センチメートル程のカシワの庭木に登り、剪定作業を行っていた被災者が、剪定していた枝に安全帯のロープを巻きつけた状態のまま、当該枝とともに墜落し、死亡した。</p>
<p>H25 農業</p>	<p>被災者が、高さ約8メートルの檜の木にはしごをかけ、一人で剪定作業を行っていたところ、地面(石畳)に墜落し、死亡した。</p>

# 安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、  
確認・声かけが大事！



## 第95回 全国安全週間

令和4年 7/1 (金) → 7 (木)

準備期間：令和4年 6/1 (水) → 30 (木)



主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

# 第95回 全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 労働災害例

腰痛  
注意



転倒  
注意



## 職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>



中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



あんぜんプロジェクト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 全国安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# STOP! 熱中症

7～8月は重点取組期間

令和4年5月～9月

## クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

新型コロナウイルス感染症の予防と熱中症予防の両立のため、屋外の暑熱環境下においては、人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保し、不織布マスク等を着用せず作業ができるよう、作業計画や作業方法を工夫するなどの対応が求められます。



労働災害防止キャラクター  
チュウイカン吉

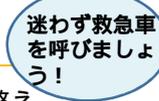
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、長野局における重点取組期間7～8月）



確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう!

### 準備期間（4月1日～4月30日）

WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。		
作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。		
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。		
服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。		
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。		
労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。		
発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。		

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

字ばう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報



ポータルサイトをご活用ください



厚生労働省・長野労働局・労働基準監督署

(R4.3)

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

## WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP  
2

## 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。		
通気性の良い服装等			
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。		
暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣ら</b> しましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！		
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。		
プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。		
健康診断結果に基づく措置	<b>糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。		
日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。		
作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。		

STEP  
3

## 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の <b>低減対策</b> は実施されているか
WBGT値に応じた <b>作業計画</b> となっているか
各作業者の <b>体調</b> や <b>暑熱順化の状況</b> に問題はないか
各作業者は <b>水分</b> や <b>塩分</b> をきちんと取っているか
作業の <b>中止</b> や <b>中断</b> をさせなくてよいか



### 異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・いったん作業を離れ、休憩する
  - ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
  - ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 長野労働局における重点取組期間（7月1日～8月31日）



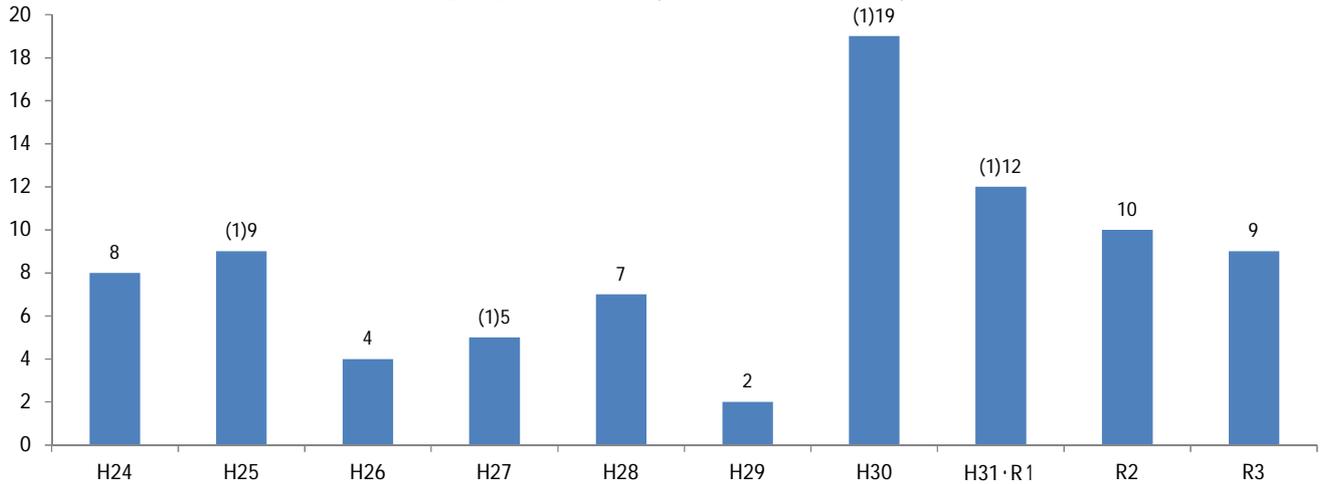
実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。  
**特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。水分、塩分を積極的に取りましょう。**  
 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。  
 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。  
**休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましよう。**



# 長野県内における熱中症の発生状況

長野労働局

熱中症の発生状況の推移(休業4日以上、単位:人)



( )内は死亡者数で内数

熱中症の業種別・年別発生状況(休業4日以上、単位:人)

業種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	合計
製造業		2	1	(1) 3	1			3	2	1	(1)13
建設業	5	(1) 2	2		5		5		1	1	(1)21
道路貨物運送業				1	1	1	2			2	7
林業								1			1
商業	1	2					(1)2	1	1		(1)7
飲食店	1										1
ビルメンテナンス業	1							1	1		3
警備業		2				1	5	(1)1	1	1	(1)11
その他		1	1	1			5	5	4	4	21
合計	8	(1) 9	4	(1) 5	7	2	(1)19	(1)12	10	9	(4)85

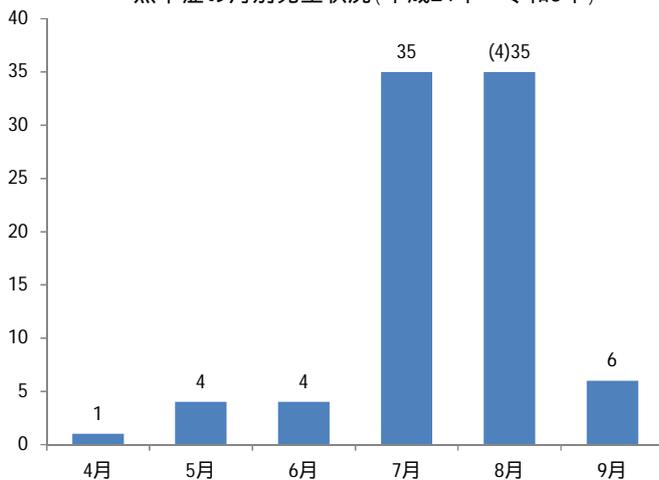
( )内は死亡者数で内数

熱中症の月別発生状況(平成24年～令和3年)

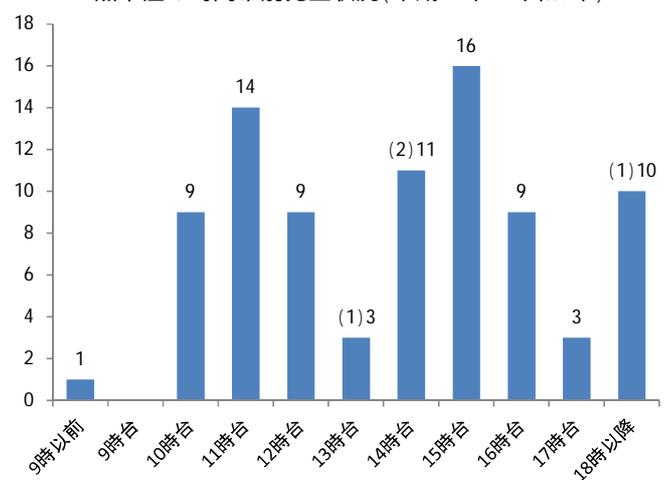
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
熱中症(人)	1	4	4	35	(4)35	6	(4)85

( )内は死亡者数で内数

熱中症の月別発生状況(平成24年～令和3年)



熱中症の時間帯別発生状況(平成24年～令和3年)



熱中症の時間帯別発生状況(平成23年～令和2年)

時間帯	9時以前	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	合計
熱中症(人)	1		9	14	9	(1)3	(2)11	16	9	3	(1)10	(4)85

( )内は死亡者数で内数

データ出所: 各翌年4月の厚生労働省指定とりまとめ日までに提出のあった労働者死傷病報告を長野労働局労働基準部健康安全課が集計・分析したもの

熱中症による死亡災害事例

発生年・業種	発生状況の概要
平成25年 建設業	墓地のリフォーム作業中(玉砂利部分を石貼りに変更する工事)、石貼り作業に従事していた被災者が石柵(高さ52cm)にもたれ込んでいるのを工事担当者が発見し、消防署へ通報し、病院へ搬送されたが死亡したものの。
平成27年 製造業	食品残渣等廃棄物から有機肥料を製造する事業場において、廃棄物の入ったフレコンバックを車両積載形トラッククレーンの荷台から下ろす作業を行っていた被災者が意識を失い倒れた。
平成30年 商業	真夏の屋外で露店を営業するため、午前中から調理器具の準備や仕込等の作業を行い、また、同所において、夕方からの営業で接客等の作業を行い熱中症を発症した。
令和元年 警備業	道路上で交通誘導業務を行っていたところ、熱中症を発症した。

熱中症による死亡災害事例(参考:長野県内への出張中の労働者にかかるもの)

発生年・業種	発生状況の概要
令和3年 商業	屋根に設置された太陽光パネルの点検清掃作業等を行っていたところ、倒れているところを発見され、病院へ搬送されたが死亡したものの。

熱中症による主な休業災害事例(平成24年～令和3年)

業種	発生状況の概要
製造業	エアコンが稼働している工場内において、電気配線の組立作業を行っていたが、室温が30度ほどになり、午後3時ころから頭痛、吐き気の症状が発生し、終業後も体調が戻らないため、病院を受診した。
製造業	製造ラインで部品を取り付ける作業を屈んで行っていたところ、座り込み、そのまま倒れた。意識を失い、けいれんが発生していたため救急車で搬送された。
製造業	製造ライン(めっき槽)のメンテナンス作業中、合羽、マスクを装着し作業を行っていたところ、手指の痙攣が発生し、病院を受診した。
建設業	個人住宅の現場において、基礎周りを70cm程度手掘りで掘削していたところ、めまいや吐き気が出て、仕事が出来なくなった。
建設業	建築工事現場において、型枠組み立て作業に従事し、休憩の際、水分を摂取しようとしたが嘔吐し、手足のしびれが発生し、その後、全身の痙攣が始まったため、救急車で病院へ搬送された。
建設業	住宅基礎工事現場において、コンクリート圧送作業に従事していたところ、手足のしびれとめまいのため、動けなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	構内で仕分け作業中、体調が悪くなり、休憩をとっていたが、立ち上がることができなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	客先構内で集荷業務を行っていた際、全身が痙攣し、動けなくなったため、救急車で病院へ搬送された。
林業	草刈作業中に、草を集める作業を行っていたところ、具合が悪くなり座り込んだ。その後入院となった。
商業	店舗の倉庫備品置き場で、入荷商品の分別作業中に急にめまいがして椅子に座りこんだが、その後意識を失って救急車で病院に搬送された。
飲食店	調理場で魚の調理作業中に室内が高温となり、身体の不調を訴えたので乗用車内でエアコンをかけて休息をとったが、嘔吐し脱水症状となった。
ビルメンテナンス業	トイレの清掃作業中に気分が悪くなり、休憩をとりながら作業を続けて退社したが、自宅に帰った後も回復しなかったため、病院を受診した。
保健衛生業 (派遣業)	派遣先の病院にて勤務中、浴室で患者の入浴介助中、患者の腕を支えようとした際、足に力が入らなくなり、座り込んでしまった。応急処置をしたが、改善がないため、救急車で病院に搬送された。
公園・遊園地	炎天下でグラウンドの散水作業中、長時間の作業後、頭痛を訴え、嘔吐した。
警備業	警備業務中、他の従業員から様子がおかしいとの連絡が入り、当人へ連絡したところ、呂律が回らず、休憩を取らせたが、回復がなかったため、救急車で病院に搬送された。
警備業	交通誘導業務を行っていたところ、頭痛を発症し、我慢して業務を継続し、帰宅後、頭痛が悪化し、嘔吐と下痢を発症し、動けなくなったため、病院を受診した。